

特別高圧・高圧需要側の接続供給契約の お知らせ発行までの流れについて



2024年9月18日/9月19日
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



目次

1. 電力ネットワーク概要図	2
2. ネットワークサービスセンター(NSC)の役割	3
3. 申込から接続供給開始までの流れ	4
4. 申込から「接続供給契約のお知らせ」の発行までの流れ	5
5. 接続供給のお申込	6
6. 技術協議の実施	7
7. 供給対策検討の実施	8
8. 工程調整～供給承諾	15
9. (参考) どういった場合に工事費負担金を申受けるのか?	18
10. (参考) 申込から接続供給開始までの期間	20

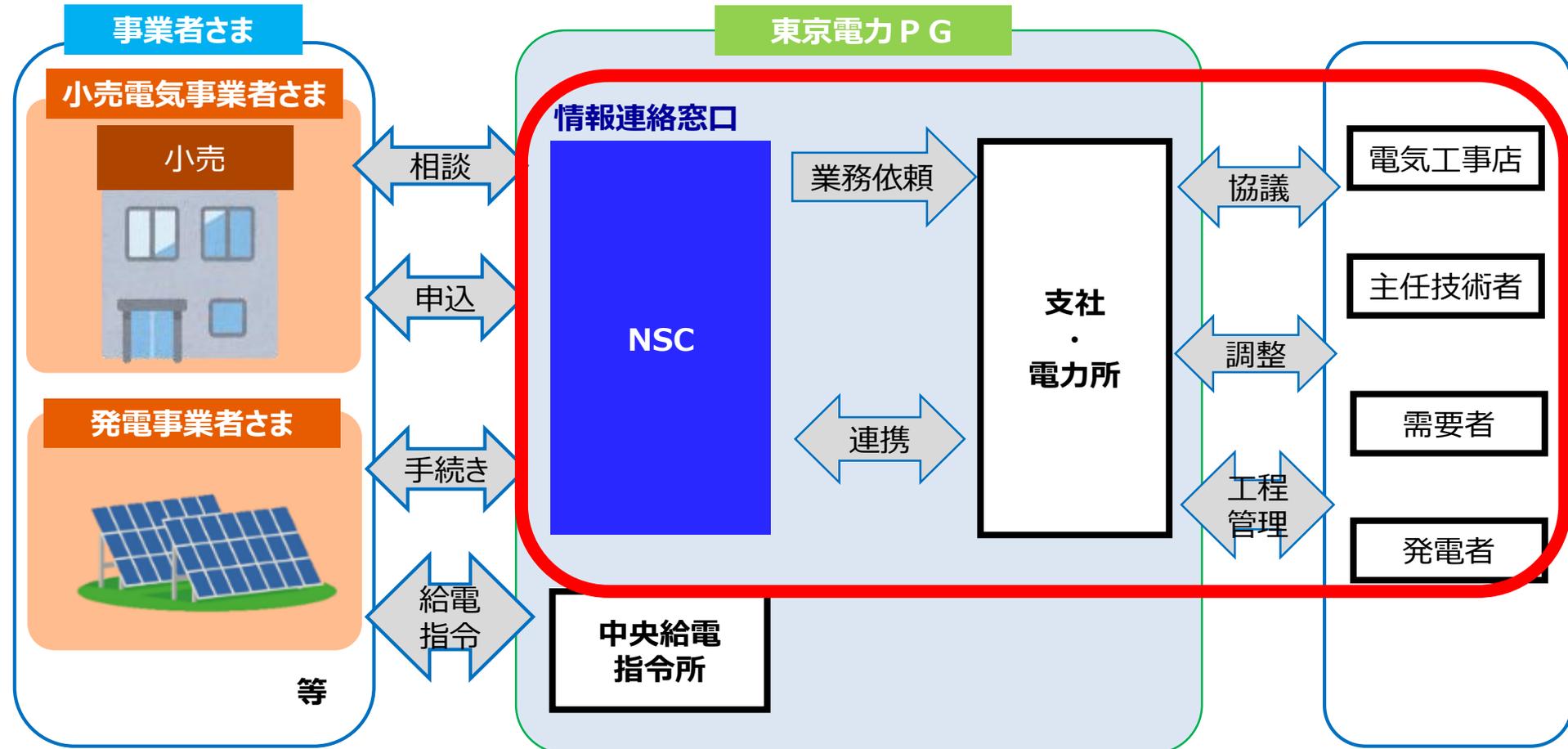
1. 電力ネットワーク概要図





2. ネットワークサービスセンター（NSC）の役割

- 公正かつ有効な競争の観点から、全ての事業者さまが、同一条件の下でネットワークをご利用できるように整備することが必要。
- 託送供給等業務に関連した事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者のネットワークサービスセンターおよび給電指令所とする。

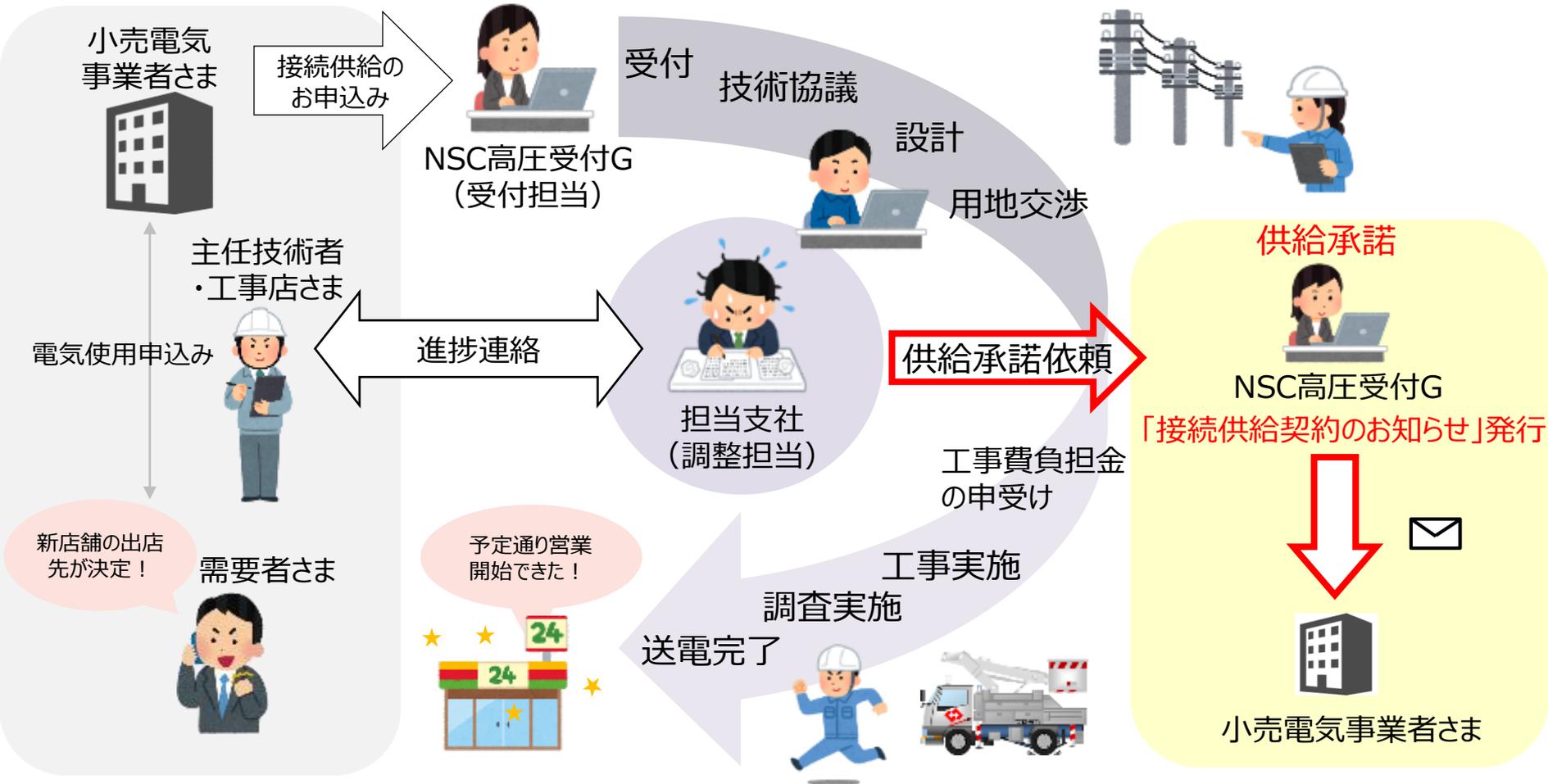


3. 申込から接続供給開始までの流れ



■ 弊社は、安定供給を第一に最適な供給設備を構築するため、申込内容の確認を行っております。申込みから送電までの流れは以下のとおりです。

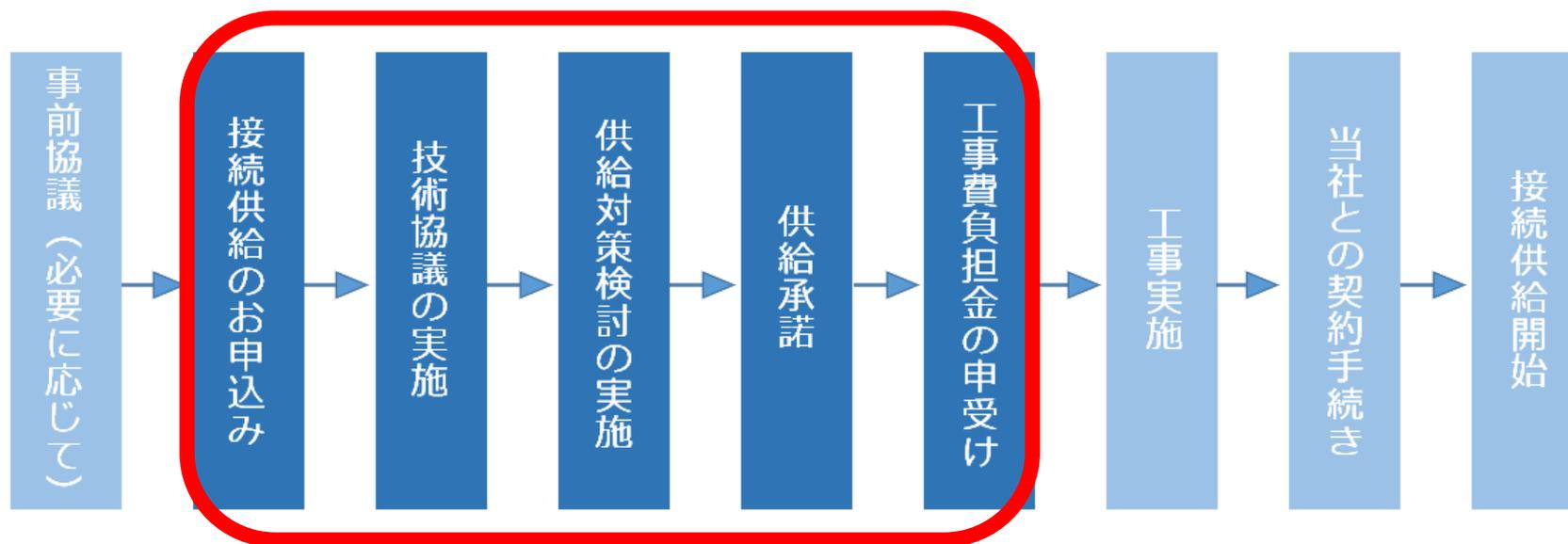
業務イメージ：高圧の新店舗オープンに伴う接続供給のお申込み



4. 申込から「接続供給契約のお知らせ」の発行までの流れ



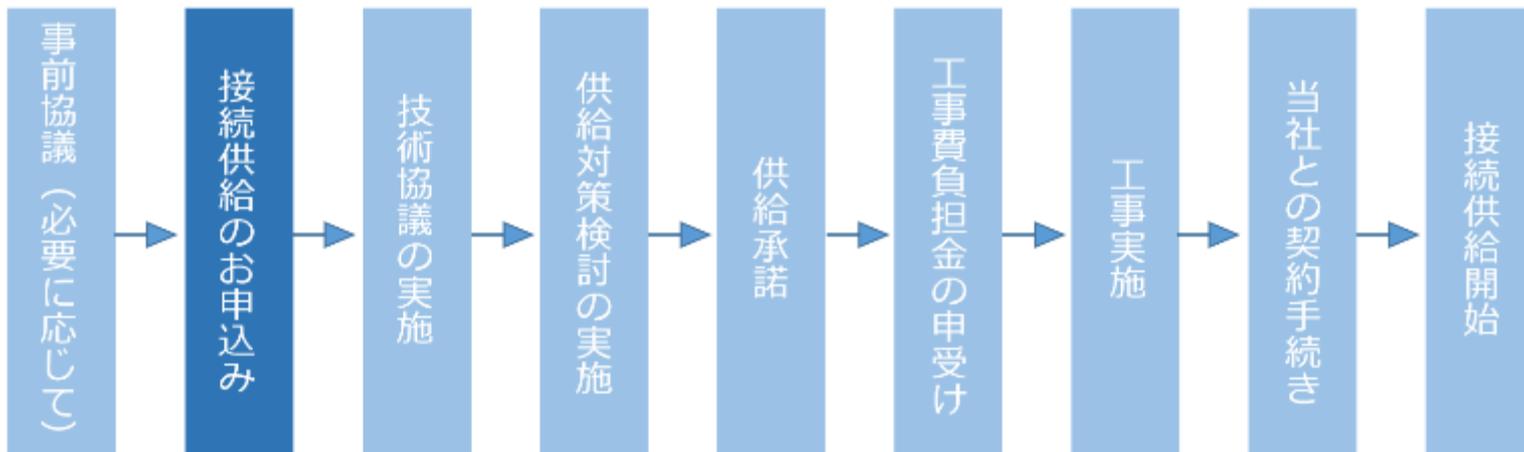
- 本日の説明会では、お申込みから「接続供給契約のお知らせ」の発行までについてご紹介いたします。



[高圧需要側申込み概要](#) | [電力小売託送サービス](#) | [東京電力パワーグリッド株式会社 \(tepcoco.jp\)](#)



5. 接続供給のお申込 [小売電気事業者さま→N S C→担当支社]



【概要】

小売電気事業者さまよりいただいた申込の内容を確認し受付を行う。

企業情報 一般のお客さま 発電事業者さま・小売電気事業者さま 電気工事店さま・電気主任技術者さま その他お手続きのご案内

※期間申込片截止申込片揃ったあと（マッチング）をもちまして受付いたします。

当社所定申込様式

- ・ 申込用紙の届出・届出先 (2P-1/2P-01)
- ・ 申込様式 (申込書等) (2024/6/6更新) (2pnd.cover)
- ・ 高圧営業簿 (記入イメージ) 接続供給申込書 (参考資料(2)-1) (2024/6/6更新) (2pnd)
- ・ 接続供給基本届出申込み (電力/ランニンググループ必着) に関するお問い合わせ (2pnd)
- ・ 申込および所管の申込み時の届出事項 (2pnd)
- ・ 申込記号/高圧電力の届出期間一覧表 (2023/8/15掲載) (2pnd)
- ・ 届出の申込み時の届出資料 [ZIPファイル] (2pnd.zip)
- ・ 高圧新架設電線における立会い等関係の申請書 (2pnd)



小売電気事業者さま



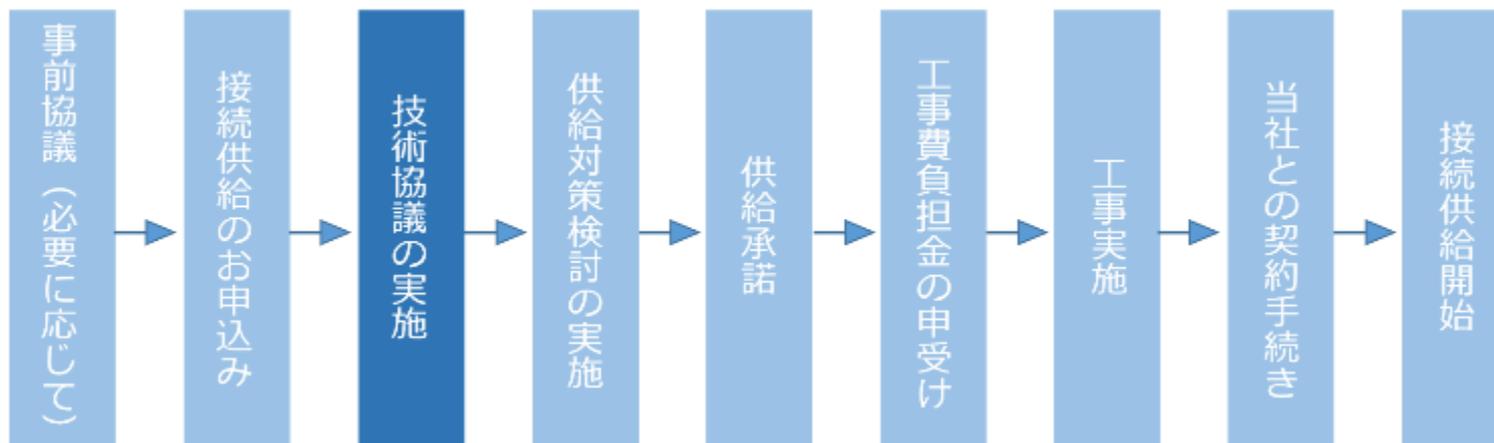
ネットワークサービスセンター受付担当



担当支社

6. 技術協議の実施

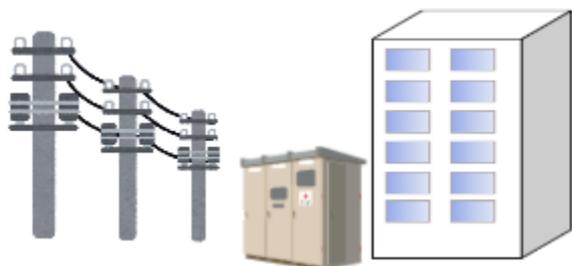
[支社技術協議担当者⇔主任技術者・工事店さま]



【概要】

申込内容および事前協議結果等を踏まえ、波及事故等を未然に防止するための様々な協議を主任技術者さまおよび工事店さま等を行う。

受電設備を中心に弊社設備との保護協調の確認

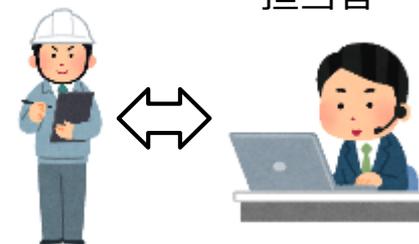


関係法令等との適合性の確認



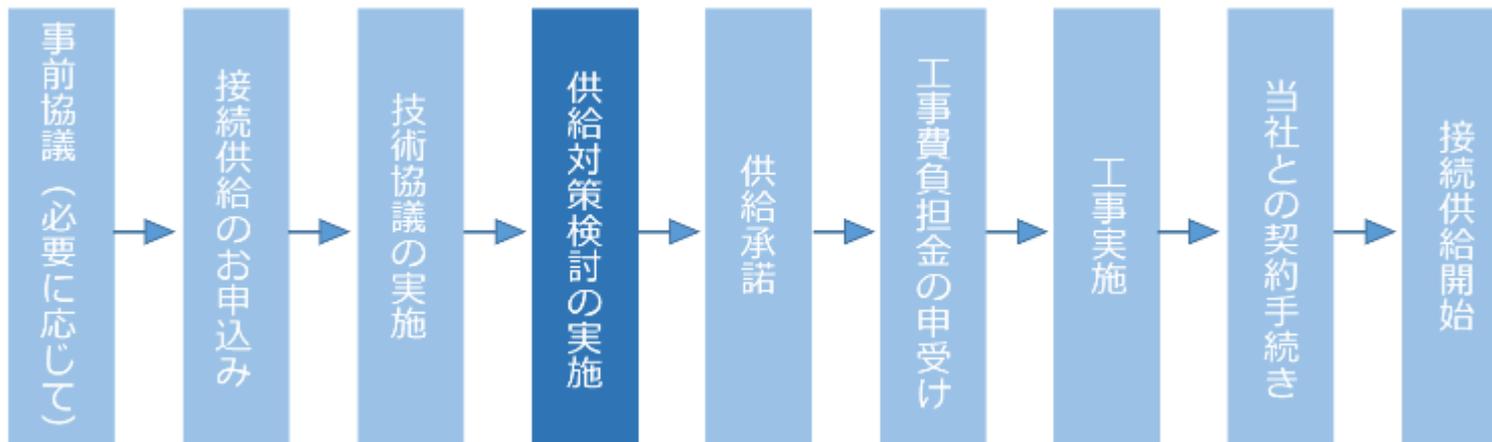
主任技術者
・工事店さま

支社技術協議
担当者



双方にて技術協議

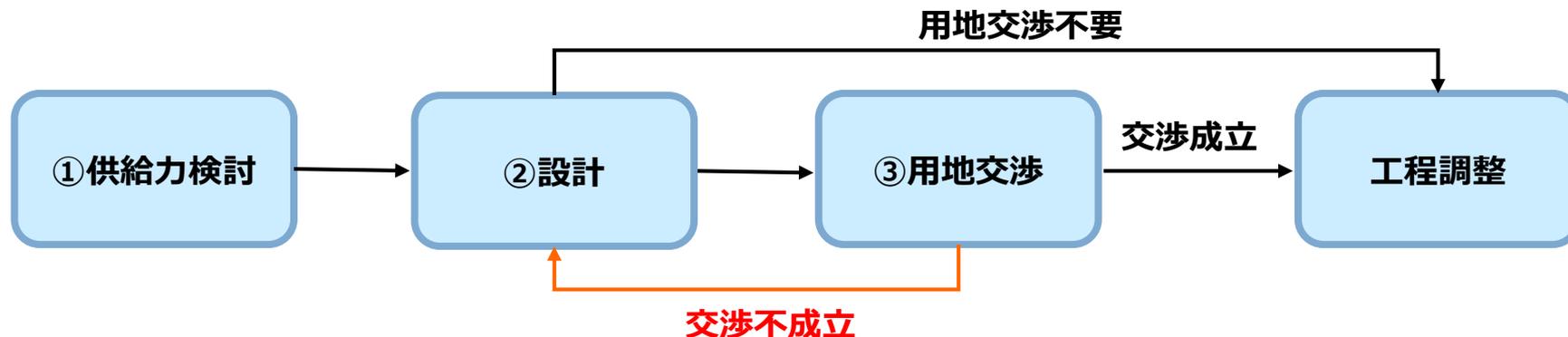
7. 供給対策検討の実施



【概要】

申込内容に対して、当社の供給設備の調査、供給方法等を検討。

- ご契約電力に応じて変電所の余力確認等供給力の検討を行います。その後、電気ご使用場所までの当社設備の設計を行います。
- 設計完了後、当社設備の工事に際して用地交渉が必要な場合は、設計完了後に実施いたします。



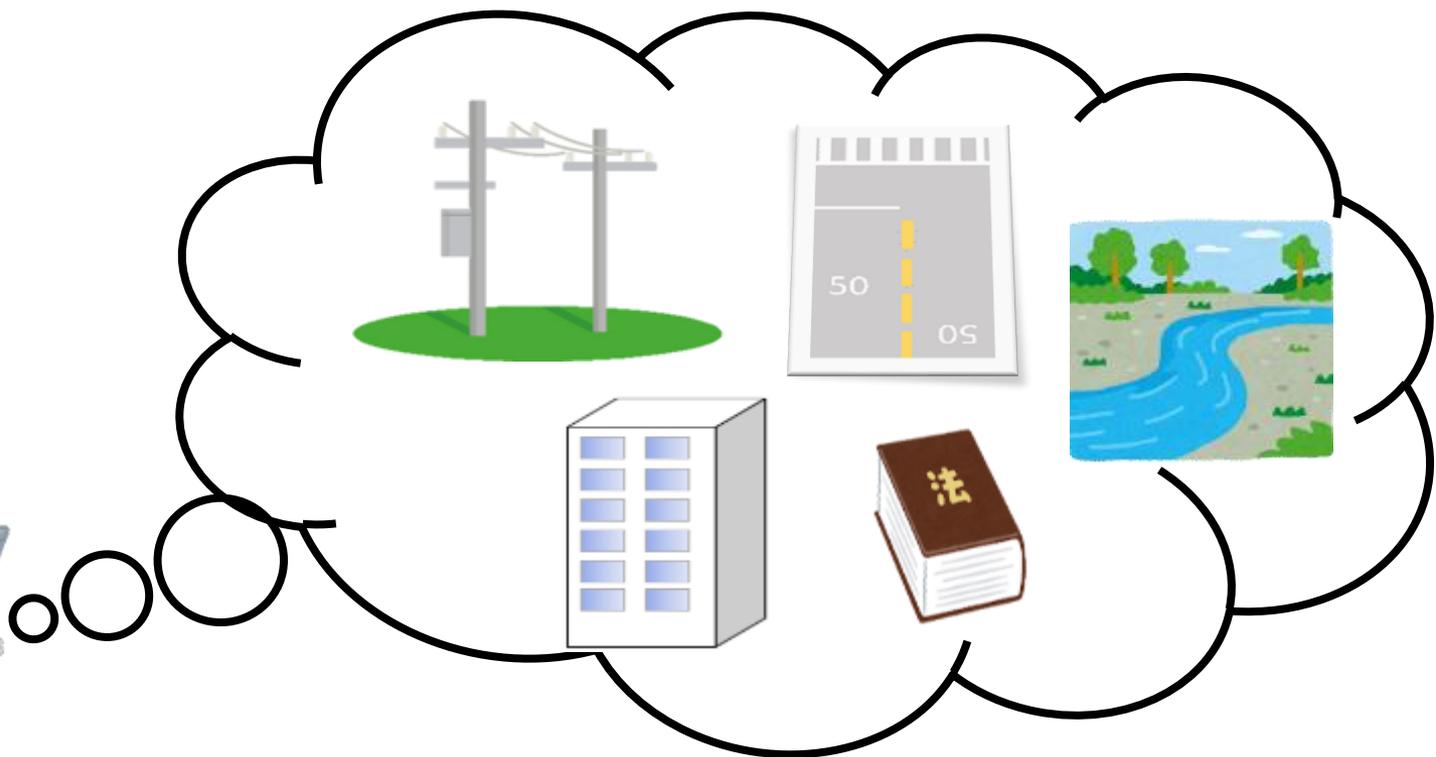
7-1-I. 供給対策検討の実施（②設計）

■ 設計とは

弊社設備の設計及び供給方法の検討を行ないます。

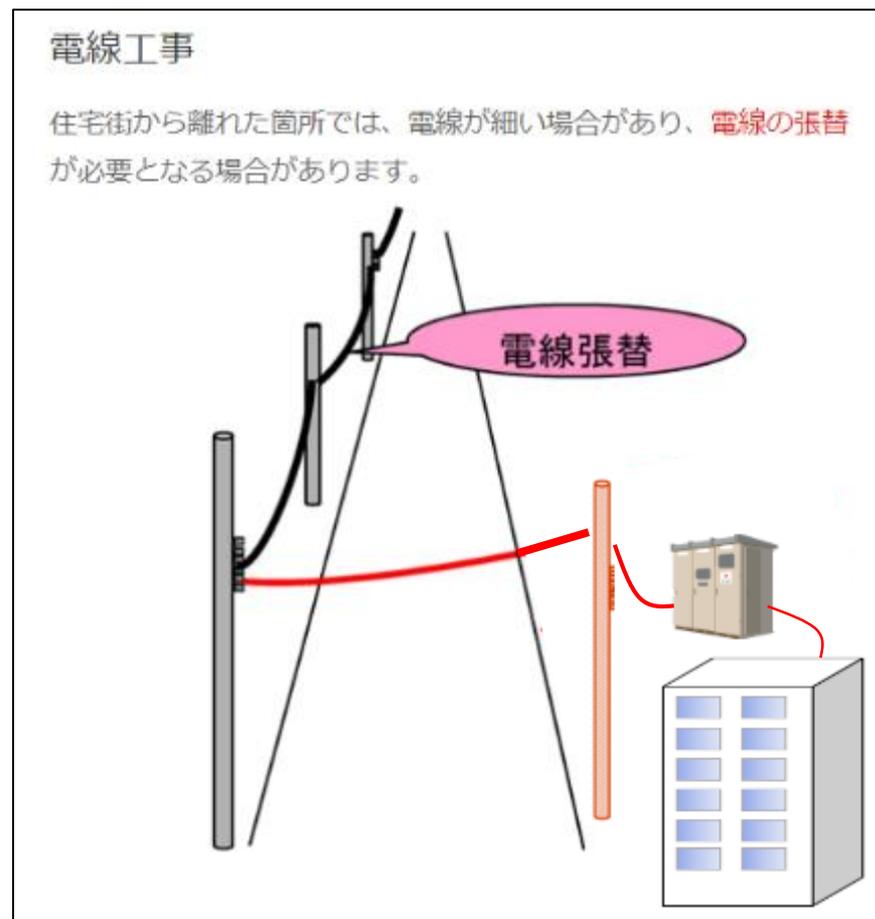
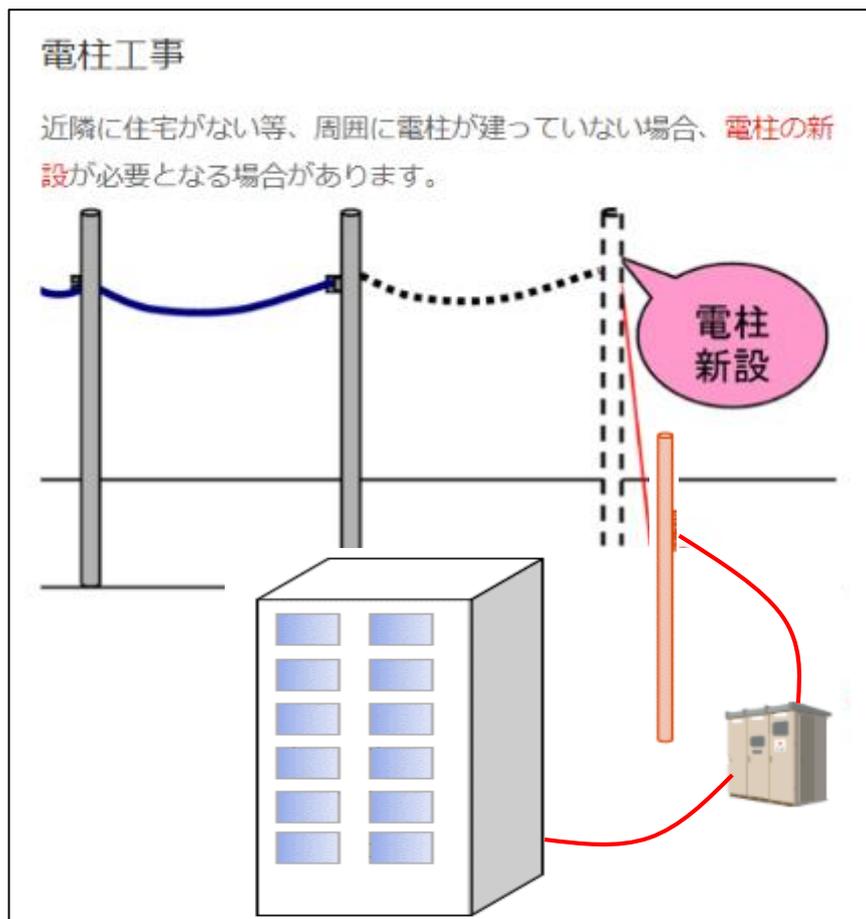
供給場所の周囲にある電柱・電線等の確認を行い、お客さまの契約内容に合わせた工事の検討を行います。また、工事に際して道路状況や土地の状況を総括的に判断して、必要な各種申請（工事申請や占有許可申請等）の可否判断を実施します。

支社設計担当者



7-1-II. 供給対策検討の実施（②設計）

- 改修工事を必要とする場合は、以下のような工事を行うため、設計書（必要に応じて現場確認）を作成する必要があり一定の期間を要することとなります。
- 下図以外にも、電気使用開始前に改修工事を必要とする場合があります。



7-2-1. 供給対策検討の実施（③用地交渉）



- 申請・交渉等を必要とする場合は、以下のような申請等を行うため、お客さまへ電気をお届けするまでに一定の期間が必要となります。
- 設計内容により、官公庁等への申請や土地の権利者への交渉を行います。

（1）官公庁等への申請



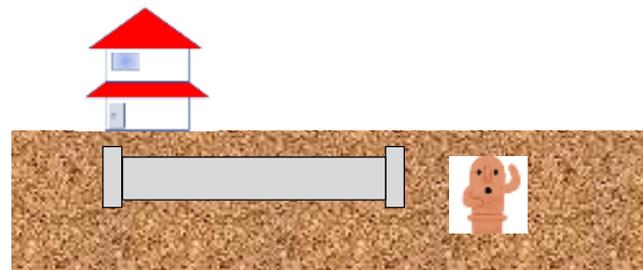
（2）土地の権利者への交渉



（3）河川法・公園法の申請



（4）埋設物調査



7-2-II. 供給対策検討の実施 (③用地交渉)

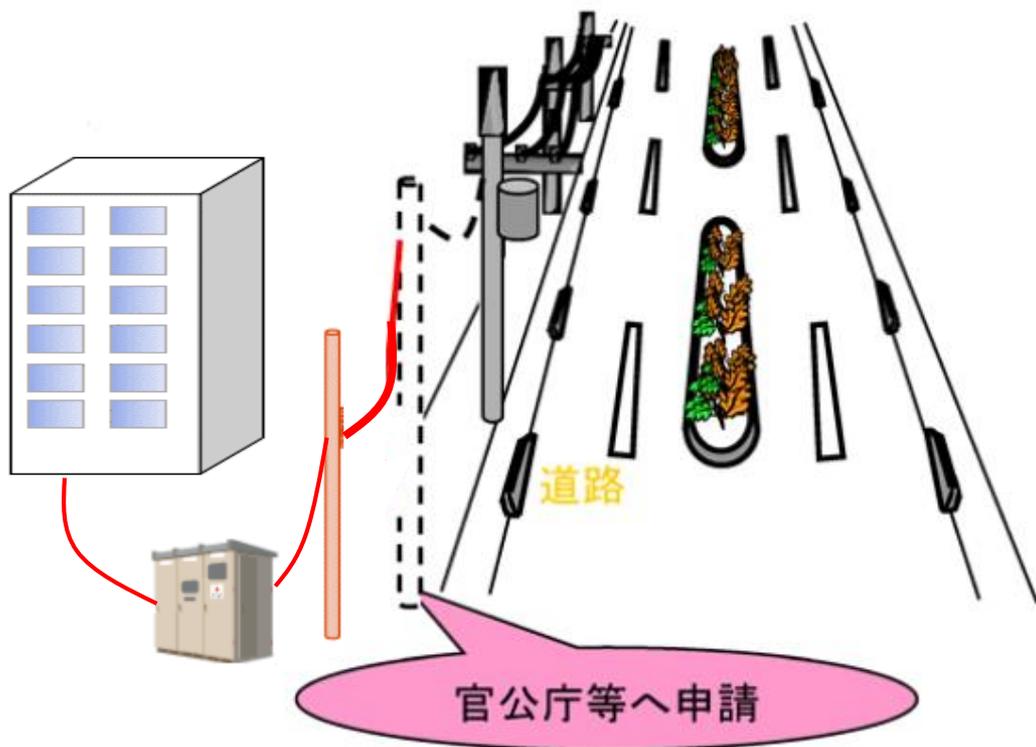


■ 用地交渉パターン

(1) 官地申請 (国道・県道等で作業をする場合も含む)

官公庁等への申請

道路上等に電柱を立てる場合には、**官公庁等へ申請し許可を得る**必要があります。



7-2-Ⅲ. 供給対策検討の実施 (③用地交渉)

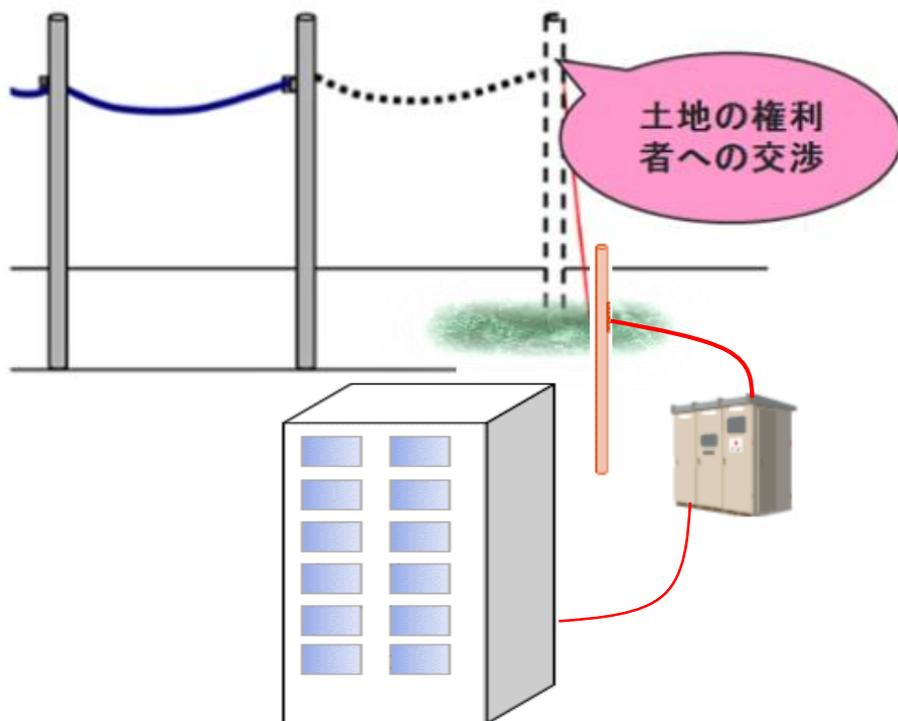


■ 用地交渉パターン

(2) 民地申請

土地の権利者への交渉

民地内に電柱を立てる場合には、土地の権利者へ承諾を得る必要があります。



7-2-IV. 供給対策検討の実施（③用地交渉）



■ 用地交渉パターン

（3）河川法・公園法

- 河川区域内の上空や土地へ配電設備（電柱・配電線・引込線等）を施設をする際には、河川法により河川管理者の許可が必要であることから、占有許可申請が必要となります。
- 自然公園内では自然を保護するために、公園内を主に特別地域と普通地域に区分し、工作物の新築・改築または増築や木竹の伐採等の行為が規制されています。

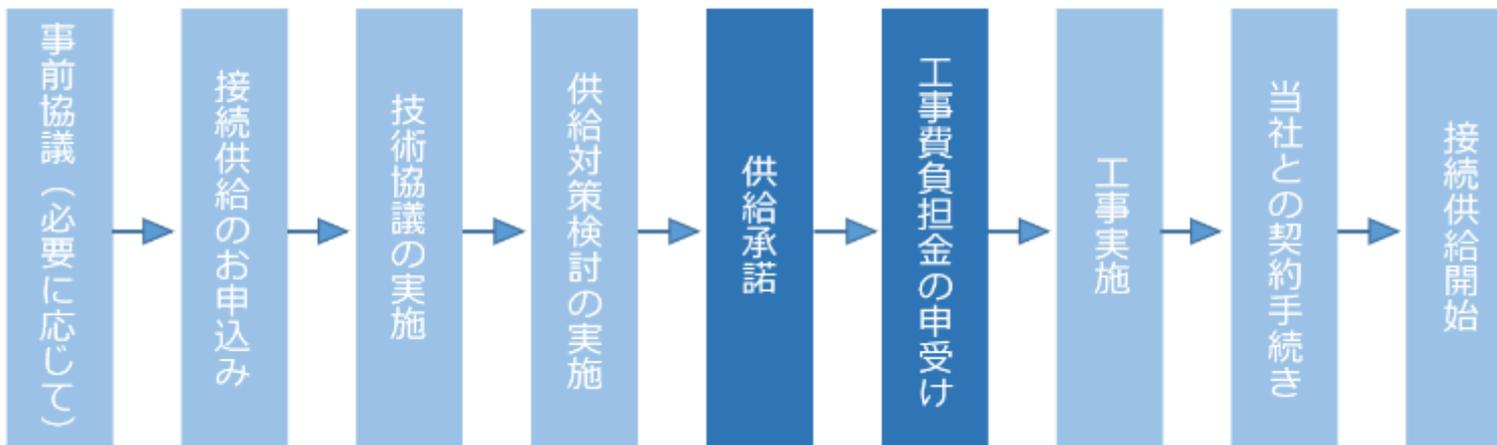


（4）埋設物調査

- 地中に存在する埋設物（電気・ガス・水道・通信・文化財等）の確認、申請等を行ないます。埋蔵文化財等が発見された場合は、行政窓口への確認や申請等が必要となります。実際に埋蔵物が発掘された場合には工程ストップとなる可能性もございます。



8. 工程調整～供給承諾



【概要】

■ 供給承諾

接続供給契約は、接続契約のお申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。

■ 工事費負担金の申受け

当社設備を新たに設置または変更する場合、必要に応じ、原則として 工事着手前に工事費負担金を申し受けます。

8-1. 工程調整～供給承諾（工事費負担金が発生しない場合）

- 設計・用地交渉が完了後、工事店さまに屋内配線工事完了日を確認のうえ工事会社と工事日の調整を行い、供給承諾を実施します。また、調整した接続供給開始決定日を小売電気事業者さまへ通知し、「接続供給契約のお知らせ」を発行します。



④ 調整完了結果の報告

⑤ 供給承諾



小売電気事業者さま



NSC高圧受付G
(受付担当)

「接続供給契約のお知らせ」発行

8-2. 工程調整～供給承諾（工事費負担金が発生する場合）



- 工事費負担金の申受けが必要な場合には、供給承諾にあわせて工事費負担金をご請求いたします。原則として工事着手前に工事費負担金を申受けます。



④調整完了
結果の報告

⑤供給承諾



小売電気
事業者さま



工事費負担金の申受け

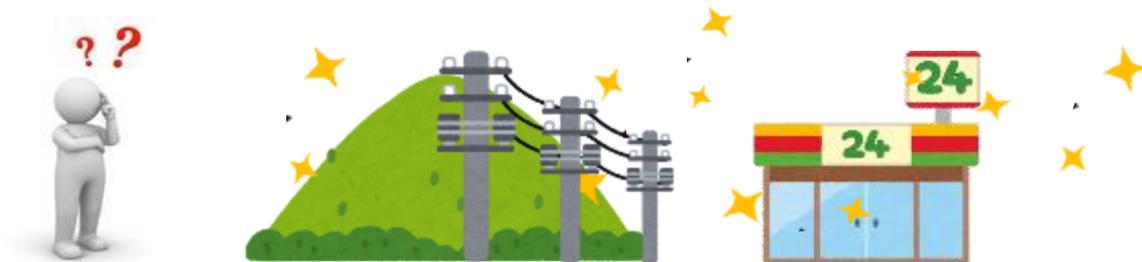


NSC高圧受付G
（受付担当）

「接続供給契約のお知らせ」発行

【参考】どういった場合に工事費負担金を申受けるのか？（その1）

Q. 新設で電気の新規供給希望がある場合、近くまで電柱を新しく建て、電線を引き、計量器を取付ける工事が必要だけど、このお金は誰が負担するの？



A. 標準的な工事の費用については、託送料金に含まれており、小売電気事業者さまにご負担いただいております。なお、以下の工事こう長を超えて供給をご希望される場合には、工事費負担金を申受けます。

無償こう長：架空の場合・・・1,000m以下、地中の場合・・・150m以下

計 算 式：工事費負担金 = 工事費単価 × (工事こう長 - 無償こう長)

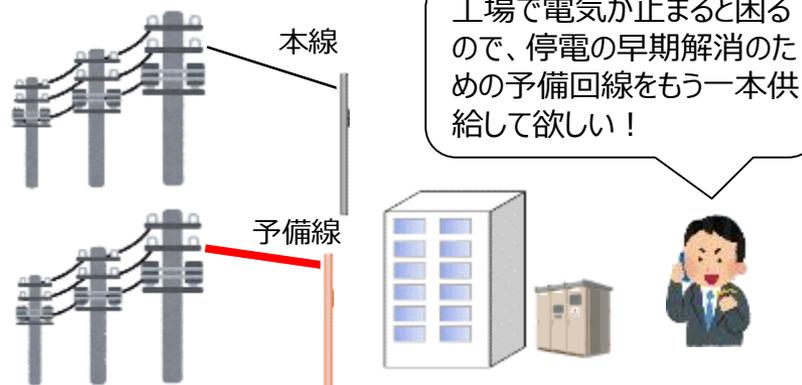
区分	単位	金額
架空の場合	超過こう長1mにつき	3,520円00銭
地中の場合	超過こう長1mにつき	27,830円00銭

託送供給等約款 70(1) 供給側接続設備の工事費負担金

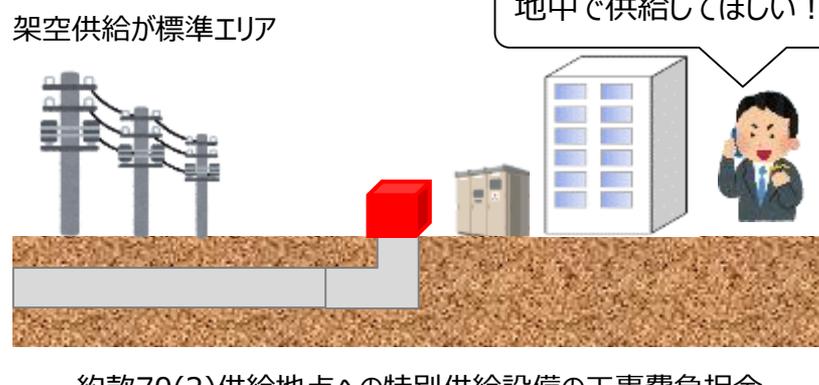
【参考】どういった場合に工事費負担金を申受けるのか？（その2）

■ 以下のようなお申込みをいただいた場合、その工事にかかった費用を申受けることがあります。

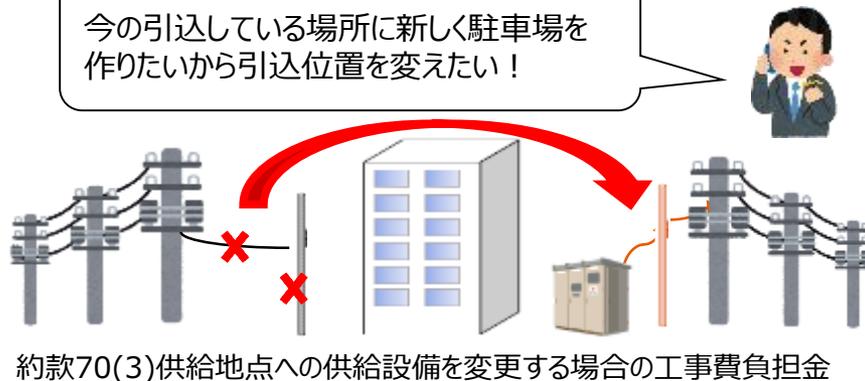
①お客さまの希望により特別な工事を行う場合



②お客さまの希望により標準設計をこえる場合



③契約電力等を増やさずお客さま設備を変更することで工事が発生する場合



【参考】申込から接続供給開始までの期間



- 託送供給申込におけるお申込み受付から送電までの所要日数
ホームページに、各地域ごとの所要日数（目安）を掲載しております。

～URL～

電気使用お申し込みに関するお願い | 電気使用申込み（お手続き）の流れ | 東京電力パワーグリッド株式会社 (tepcoco.jp)

託送供給申込におけるお申込み受付から送電までの所要日数

託送供給申込におけるお申込み受付から送電までの当社工事等の所要日数をエリア別に掲載しております（図の図例よりご確認ください）。

電圧をお届けするまでに電柱・電線等の工事を要する場合がございますので早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

※無断でのお申し込みに伴い、当社引込線の埋設工事が必要な場合、お申込みの受付を中止させていただきますので、その旨をお知らせいたします。



東京総支社（新宿地域） 高圧

架空線供給

- 申込みから送電までの所要日数は下記のとおり、工事規模によって異なります。
- 各種申請が必要な場合は、<占用申請期間>を加算した期間が所要日数となります。

<工事規模における期間>	<占用申請期間>
引込線工事 4ヶ月程度	国道 5ヶ月程度
電柱工事 5ヶ月程度	都県道 4ヶ月程度
	市町村区道 2ヶ月程度
	一級河川 3ヶ月程度
	その他官公有地等 3ヶ月程度

地中線供給

- 申込みから送電までの所要日数は下記のとおり、掘削箇所によって異なります。

<掘削箇所における期間>
国道 8ヶ月程度
都県道 7ヶ月程度
市町村区道 6ヶ月程度
河川 8ヶ月程度

■ 工事内容や供給場所により必要な工事期間が異なりますのであくまで目安としてご確認のうえ裕度をもったお申込みをお願いします。



以上